



▲調印を終え、握手をする4市町村長（左から、中北御園村長、奥野小俣町長、加藤伊勢市長、辻二見町長）

## 「合併協定書」に調印

### 平成17年11月1日の 4市町村合併に向けて

4市町村は、合併に必要なすべての合併協定項目と各種事務事業等の調整を終えたことから、12月27日、ウエルサンピア伊勢で『伊勢市・二見町・小俣町・御園村 合併協定書調印式』を挙行しました。

調印式では、事務局が作成した合併協定書に4市町村長が署名・押印を行いました。また、合併協議会委員20名も立会人として署名を行いました。合併協定書には、これまでに協議会で協議し、確認した合併協定項目と各種事務事業等を記載しています。

会長の加藤光徳伊勢市長は、「この4市町村は、古くから歴史・文化を共有し、発展してきました。

特に、道路網・交通網の充実に伴って住民の交流が深まるとともに、日常生活圏の一体化も進み、行政区域の統合が大きな課題となってきました。この合併は、この地域のさらなる発展を念願して行うものであり、住民の皆様への合併に託した夢のある未来のまちづくりのため、懸命に努力していくことが私たち関係者に課せられた重大な責務です。記念すべき本日の調印式を出発点に、4市町村の均衡ある発展を目指し、不断の努力を重ねる決意です」とあいさつを述べました。

この日、合併協定書の調印が終了したことにより、今後、各市町村議会が新市を設置するための合併関連議案を審議することとなります。そして、審議の結果、すべての市町村議会で議案が可決されれば、事実上、平成17年11月1日に新「伊勢市」が発足することとなります。

# 第13回協議会で全調整を終了

## 継続協議の「議会議員の身分」と 「一般職員の身分」も決着へ

合併協定項目の「合併の期日」と「議会議員の身分」、「一般職員の身分」、「農業委員会委員の身分」に関しては、最後まで調整が難航したものの、「合併の期日」と「農業委員会委員の身分」は11月11日の第12回協議会で、「議会議員の身分」と「一般職員の身分」は11月25日の第13回協議会で、それぞれの調整方針が確定し、これですべての合併協定項目と各種事務事業等の調整を終えました。今回は、その第12回から14回までの協議会の結果をお知らせします。



▲第12回協議会であいさつする加藤光徳会長

### 第12回協議会

### 「合併の期日」は

### 平成17年11月1日で確認

11月11日、県営サンアリーナで第12回協議会を開催し、継続協議の「合併の期日」、「議会議員の身分」、「一般職員の身分」、「農業委員会委員の身分」の4項目と報告事項1件を協議・検討しました。いずれも調整が難航し、最終的に「合併の期日」を平成17年11月1日とし、「農業委員会委員」は合併特例法を適用せず、選挙委員定数を30人と決めたいものの、そのほかの項目は継続協議となりました。

### 協議事項

#### ■合併の期日（その2） （継続協議）

合併の日は、平成17年11月1日に決まりました。この「合併の期日」に関しては、6月10日の第3回協議会で、「改正後の合併特例法の適用を受けることができる期限内

での合併を目標とし、具体的な合併期日は改めて協議会で協議することを確認しています。そこで、今回、具体的な期日を平成17年11月1日で調整し、再提案しました。委員からは、電算業務の新旧切り替え作業の時間不足を心配する意見はあったものの、万々に備えた事前PR等に万全を期すこととし、表決の結果、提案通り確認しました。



#### ■議会の議員の定数及び任期の取扱い（その2） （継続協議）

この「議会議員の身分」に関しては、今回、「合併特例法の特例措置は適用せず、地方自治法に定める新市の議会議員の定数は34人とし、報酬額は伊勢市の例による」こととして再提案しました。



◀第12回協議会の傍聴席

委員からは、議員定数や報酬額の引き下げに関する意見があったものの、「在任特例」の適用を望む御菌村議会の世古口議長が、「全員協議会等で何度も確認をしてくれていることなので、最終の25日まで決定を待つて欲しい」と要望し、ほかの委員もそれを支持したことから、今回も結論を見送り、次回13回協議会への継続協議としました。



### ■一般職の職員の身分の取扱い（継続協議）

「一般職員の身分」は、職員給与の方針で調整が難航し、継続協議となつていきます。今回、その部分の項目のみを修正し、「職員給与は、地方公務員の規定に基づいてその職務と責任に応じた給与体系を整備し、昇格・昇給制度等についても適格に運用する」として再提案しました。

これに対し、協議の冒

頭、小俣町の奥野町長と廣議長からそれぞれ「一般職員の身分」に関する修正案が出されました。

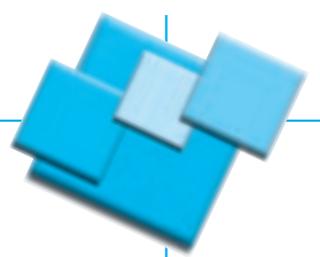
奥野町長の修正案は、事務局提案の調整内容に小俣町が望む最低限の数値を新たに加えたもので、その内容は、「ラスパイレス指数を97・0以下に抑え、地方税に対する人件費割合も75%以下に抑えること。職員給与の格差是正のため、旧伊勢市職員の課長級以上は4%、課長補佐級以下は3%減額するとともに、昇格制度の見直しを行い、格差がなくなるまでの間の定期昇給は、旧伊勢市職員は10分の3、旧町村職員は10分の10とし、給料表は人事院勧告を遵守して厳格に運用する。時間外勤務手当は一人当たり給料額の10%以下とし、特殊勤務手当も大幅な見直しを行い、人件費の抑制に努める。これらの実施時期は、合併後1年以内の区切りの良い時期とする」というものです。

また、奥野町長は、この調整により約6億円の人件費の削減が見込めるとしたうえで、「この問題は小俣町にとっての最重要項目であり、抜本的な方針が示されないことから提案に至ったもの。財政状況が厳しい中、特例債や借金を頼りにすることは許されず、行財政改革を徹底し、スリム化を図らなければならない」と提案理由を述べました。

この提案に対しては、「法定協議会でここまで踏み込むべきではなく、新市の市長が決めるべき内容。職員給与の問題だけをこのように取り扱うのはおかしい」、「ラスパイレス指数は、国が地方自治体の職員給与を統制するための指標であり、この分権時代にこれにこだわるのは疑問。合併後、仕事が大変になる町村の職員の士気を削ぐことにならないか。給料表の運用も人事院勧告に従う必要はなく、仕事によっては時間外勤務も増えるは

ずなので、今の時点での総額を制限してしまうのはどうか」といった意見がありました。

加藤会長は、伊勢市長の立場での考え方として、「今、伊勢市は、行政改革・財政改革に取り組んでいるものの、財政の再建については少し時間が必要であり、一歩ずつ人件費を含んだ進行管理をしている状況。小俣町長の提案は新市の重要な改革の一つであるが、行財政改革は新市建設計画・総合計画に基づいたまちづくりとセットで考えていかなければならない。しかし、それは新市の体制で議論されるべきで、今、給与だけを抜き出して数値化するの、全体の行財政改革の議論からしておかしい。ただ、どうしても合併による職員間の給与格差は生じるため、それは新市設立までに4市町村の担当部局等で公平な視点から調整すればよいのではないかと述べました。



また、小俣町の廣議長も、小俣町議会の特別委員会で協議・議論した結果を一部修正案として提案しました。その内容は、協議会の修正案を基に「職員の給与については、地方公務員法の規定に基づき、その職務と責任に応じた給与体系を整備する。新市の職員の給与水準は、ライスパイレス指数100以内とし、類似団体の数値を準用するとともに、昇格・昇給制度等についても適格に運用する」との修正を加えるものです。

これに対しても、「今後ますます厳しくなる財政状況を考えると、新市の職員の給与水準はラスパイレス指数100以内とし、類似団体の給与水準を準用する事は当然のこと」、「新伊勢市の給与を全国平均に合わせなければいけない理屈がよく分からない。職員のがんばりによって高かったり低かったりして構わないのでは」といった意見がありました。

議論の結果、「今回提案された二つの修正案は、その内容を各市町村で協議していないことから、一度持ち帰って検討・協議を行いたい」との要望もあり、採決の結果、継続協議として次回25日の協議会で表決することとなりました。



### ■農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

#### (継続協議)

一部継続協議となっているもので、前回の提案内容の1番と2番をまとめ、「合併特例法の特例措置を適用せず、新市に一つの農業委員会を置き、農業委員会等に関する法律第7条第1項に規定する選挙による委員の定数は30人とする」と修正し、再提案しました。

採決の結果、賛成多数で提案通り確認しました。



## 報告事項

### ■その他事業(その2)の調整内容

伊勢市は、市議会会派の市政に関する調査研究を推進するため、会派構成者数に応じて各会派に議員1人当たり年額36万円の「政務調査費」を交付しています。今回、調整方針を「伊勢市の例により調整することとなりましたが、「議員の身分」の取り扱いと合わせて表決すべきとして継続協議になりました。



## その他

すべての協議・検討の後、今回の表決による決定方法について奥野小俣町長が発言を求め、「合併協議は採決がすべてではなく、各市町村の問題を確認しなければならぬ。一番大事な(職員給与の)問題を採決で否決されることになれば、それで方針が決まったとしても、(小俣町は)合併できない。私にも選挙公約があり、私なりに住民に説明できてこそ公約が守れるのであり、こういう形で決めてしまうことに疑問を感じる」と述べました。

## 第13回協議

### 「一般職員の身分」は 会長調整案で確認

11月25日、県営サンアリーナで第13回協議会を開催し、継続協議となっている「一般職員の身分」と「議会議員の身分」の2項目、同じく継続協議の報告1項目を協議・検討しました。「一般職

員の身分」は会長調整案で、そのほかは提案・報告通り確認・承認しました。

これですべての合併協定の項目と各種事務事業等の協議・検討を終えたこととなります。



◀11月25日の第13回協議会

\*ワタリ…自治体職員の給料表は、職務に応じた「級」と経験年数に応じた「号給」とで構成しています。一般的に、「ワタリ」とは、昇格によって職員の給料が上位「級」の対応「号給」に移行することをいいます。

## 協議事項

### ■一般職の職員の身分の取扱い（継続協議）

「一般職員の身分」に關しては、前回、事務局修正案のほか、小俣町長と小俣町議会からそれぞれ修正案が追加提案されたことから、三案のどれを選択するのかが継続協議となつていふものです。

これを受けて、さらに今回の協議の冒頭、加藤会長が調整案を提案しました。

その内容は、事務局修正案の本文に、「①給与格差是正のため現状を分析し、給与水準の高い団体の職員については、課長級以上職員3%、及び課長補佐級以下職員の給与削減を実施し、ワタリの見直しを行う ②給与格差は3年以内を目標に是正する ③給料表の運用は人事院勧告を遵守し、厳格に運用する ④時間外勤務手当は数値目標を立て、給料額の10%を目標に削減する ⑤特殊勤務

手当は大幅に見直す ⑥実施時期は合併後1年以内の区切りのよい時期とする ⑦上記各項目は新市の財政状況を踏まえ、行財政改革の中に盛り込む」との具体的な目標を追加するものです。

協議の結果、この加藤会長の調整案の通り確認しました。



### ■議会の議員の定数及び任期の取扱い

「議員の身分」に關しては、「合併特例法の特例措置は適用せず、地方自治法により定める新市の議会議員の定数は34人とし、報酬額は伊勢市の例による」調整案に対し、御蔭村議会が「在任特例」の適用を主張し、平行線のままとなっています。

御蔭村の世古口議長は、「住民説明会等で住民と意見交換をする中で、在任特例の適用については一定の理解が得られた。多くの協議項目の中で、調整が難しいものほど合併

後に先送りされ、また新市の予算で旧市町村の積み残した課題等を審議する必要があることから、合併後6カ月間は在任し、その間の報酬は現行通りということ得意思統一して」と述べましたが、事務局調整案が多数であるとして、原案通り確認しました。



## 報告事項

### ■その他事業（その2）の調整内容（継続協議）

「議員の身分」の継続協議と合わせて協議することとなつていた「政務調査費」は、事務局の報告通り、伊勢市に合わせ調整することで承認しました。



## その他

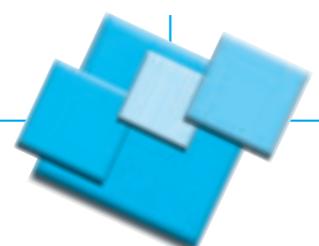
今回、すべての協議・検討を終えたことを受け、各市町村長がその思いを述べました。

○奥野英介副会長 今回、

伊勢市職員並びに給与の問題について多々申上げたのは、南勢の盟主たる伊勢市の長年の懸案を清算し、新「伊勢市」の将来への飛躍を願ったからです。この課題の解決なくして、今後の地域間競争に勝ち残ることは不可能だと考えます。幸い加藤伊勢市長から、職員数や給与について私が提案した方向で達成させるとの言葉をいただき、そのご努力に敬意を表します。今後はこの新提案実現に向け、新市長並びに職員が一丸となって邁進し、市民本位の市政実現を期待します。

○辻三千宣副会長 いろ

いろありましたが、「終わりよければすべてよし」ということで、今後、私も新市のために、新市が立ち上がるまでがんばりたいと思いましたが、ありがとうございます。



## ▼【表】合併までのスケジュール

平成16年12月27日	合併協定書調印式	
平成17年1月	市町村臨時議会開会 (関連議案の審議)	議決 → 県への申請
↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 例規整備業務</li> <li>• 電算システム統一作業</li> <li>• 職務執行者の選定</li> <li>• 新市予算編成 (暫定)</li> <li>• 新市建設計画詳細協議</li> <li>• 新市組織機構構成、職員配置 など</li> </ul>	議決 → 国への届出
		告示 → 合併の効力発生
平成17年10月31日	各市町村閉庁	
平成17年11月1日	新市開庁式	

○中北隆敏副会長 先ほど奥野町長が言われたことと同じ気持ちで一生懸命取り組んできました。そして新「伊勢市」ができることを願い、懸命にがんばってきた努力は皆さんにも

■今後のスケジュール  
平成17年11月1日の「合併の

○加藤光徳会長 協議会の会長としても、また伊勢市長としても、合併成就に向けて一生懸命がんばっていきなさいと思います。

お認めいただき、ご理解いただけます。この機会をもって、さらに発展的に臨み、がんばっていきなさいと思います。

■委員の異動  
今回、委員の異動がありました。11月30日の御園村議会の役員改選で、新たに森和春議長が就任され、世古口新吾前議長に代わって2号委員となりました。

12月6日、伊勢市生涯学習センター「いせトピア」で第14回協議会を開催し、「合併協定書」についての協議を行いました。また、協議の結果、「調印式」を12月27日に開催することとしました。

### 第14回会 第協議

## 「合併協定書」の内容や 財政計画の再協議を確認

期日」に向けて、事務局で今後のスケジュール案を作成しました。【表】12月の「合併調印式」、17年1月の各市町村議会での合併関連議案と関連予算案の審議から合併の期日までは9カ月間程度しかなく、電算システムの統一作業は大変厳しいものとなります。また、

合併までには、新市建設計画、組織・機構、職員の配置や環境整備など多くの項目にわたる詳細な協議も必要で、場合によっては新市建設計画の修正もあり得るため、この「伊勢地区合併協議会」は合併まで継続して、必要に応じて協議を行っていくこととします。

### 協議事項

協議の冒頭、中北隆敏御園村長が「新市建設計画」の財政計画について意見を述べました。その内容は、「財政計画の中の特に投資的経費の内容が明確になっていない。既に投資的経費として見込んでいる内容を十分検証し、住民説明を行い、住民合意を得たうえで合併すべきである。また、行政責任者として、将来の価値あるビジョンを打ち出していくことも大切であ

り、その協議を十分に行い、住民の理解を得たうえでこの合併協定書を確認すべきである」というものです。

これに対し、「国の財政状況が非常に厳しい中で、10年後にこういうまちができるかというような約束はできない。各市町村の継続事業を基本にした財政計画なら責任を持ってやれるが、この新市建設計画にはアウトな部分も入っている」「これらの問題をきちんと検証しようと思ったら、相当な時間が必要になってくる。第13回協議会で会長が最終の協議終了宣言をしているのに、なぜ後戻りをするのか」といった意見がありました。

この問題の取り扱いについて、最終的に加藤会長は、「新市建設計画(案)はすでに確認をしているものの、中北御園村長の意見に基づき、4市町村長会議で話し合いを行う」として調整を行いました。



## 今後の協議会開催予定

— どなたでも傍聴できます —

### ■第15回協議会

平成17年1月28日(金) 14:00～  
会場：県営サンアリーナ内・国際会議場

### ■第16回協議会

平成17年3月10日(木) 15:30～  
会場：県営サンアリーナ内・国際会議場

\*上記の日程などはあくまでも予定です。今後、詳細が決まり次第、新聞紙上や当協議会のホームページなどでお知らせしていきますが、傍聴を希望される方は、念のため事前に協議会事務局（☎21-1020）で日時・会場などをご確認ください。

## 各市町村の合併担当窓口

協議会を構成している各市町村の合併担当窓口は次の通りです。

### ■伊勢市市町村合併推進課

TEL 0596-21-5538 FAX 0596-21-5605  
E-mail gpk-ise@crocus.ocn.ne.jp

### ■二見町企画課

TEL 0596-42-1111 FAX 0596-43-3754  
E-mail info@town.futami.mie.jp

### ■小俣町総務課

TEL 0596-22-7858 FAX 0596-22-3454  
E-mail info@town.obata.mie.jp

### ■御園村企画室

TEL 0596-22-0235 FAX 0596-28-2404  
E-mail misono@amigo.ne.jp

## 協議会事務局

### ■伊勢地区合併協議会

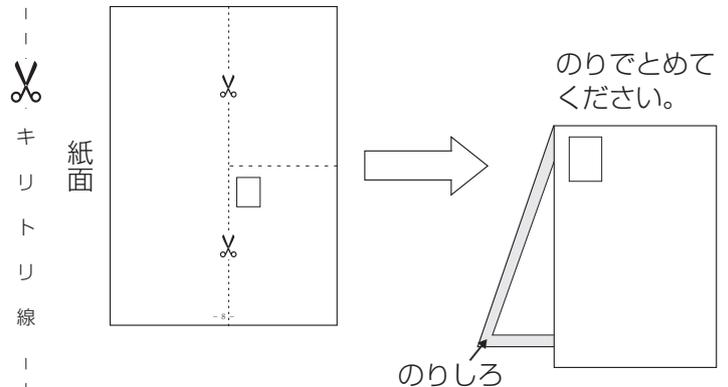
〒516-0021 伊勢市朝熊町字鴨谷4383-4  
三重県営サンアリーナ内

TEL 0596-21-1020 FAX 0596-21-1022  
E-mail:ise-gappeikyogi@crocus.ocn.ne.jp  
URL <http://www10.ocn.ne.jp/~ifom-gpk/>

これまでの協議会での協議事項などは、随時、ホームページでより詳しく紹介しています。皆さん、ご覧ください。

## 返信用封筒の作り方

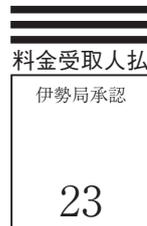
この部分は、協議会へのご意見送付用封筒としてご利用いただけます。  
図のように切り取ってのりでとめてください。



市町村合併に関するご意見をお寄せください。



— やま折り —



届出有効期間  
平成17年3月  
末日まで

5 1 6 8 7 9 0

伊勢市朝熊町字鴨谷4383-4  
三重県営サンアリーナ内

## 伊勢地区合併協議会事務局 行



5 1 6 8 7 9 0

10